

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 令和5年3月16日 一部改正</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 令和5年1月30日 一部改正</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p><u>(17) 日本貿易保険が別に定める者を代金等の支払人とする対象契約については、保険契約の申込みを要するものの、日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結する。ただし、契約金額が1億円を超えない対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。</u></p> <p>(18) その他 ①～⑤ (略)</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(17) その他 ①～⑤ (略)</p>	
<p>附 則 [抄] 附 則 [令和5年3月16日] この改正は、令和5年4月1日から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [令和5年1月30日] この改正は、令和5年3月20日から実施する。</p>	